

## Q1 ワクチンの接種にはどのような効果が期待できますか

現在、国内外で新型コロナワクチンの開発が進められ、新型コロナワクチンの効果や安全性等については確認されておりますが、今回新たに承認されたファイザー社の新型コロナワクチンは2回の接種によって、95%の有効性で発症（発熱やせきなどの症状が出ること）を防ぐ効果が認められています。

## Q2 ワクチンの接種は強制ですか

強制ではありません。ご本人の同意のうえで接種していただくことになります。

新型コロナウイルスワクチン接種は、コロナウイルスに感染した場合に発症や重症化を予防する効果が期待されています。強制接種ではなく、あくまで本人の意思に基づいて受けていただくものですので、接種を希望されない場合は、無理に接種する必要はありません。

## Q3 ワクチンの接種を受けられないのはどのような人ですか

一般に、次のような方はワクチンの接種を受けることができません。ご自身が当てはまると思われる場合は、ワクチンの接種を受けても良いか、かかりつけ医にご相談ください。

- 明らかに発熱している方（※通常 37.5℃以上、平熱によってはこの限りでない）
- 重い急性疾患にかかっている方
- ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症の既往歴のある方（全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等）
- その他予防接種を受けることが不適当な状態にある方

## Q4 ワクチンの接種を受けるのに注意が必要なのはどのような人ですか

一般に、次のような方はワクチンの接種を受けるにあたって注意が必要です。ご自身が当てはまると思われる場合は、ワクチンの接種を受けても良いか、かかりつけ医にご相談ください。

- 過去に免疫不全の診断を受けた方、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障がいなどの基礎疾患のある方

- 過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た方
- 過去にけいれんを起こしたことがある方  
また、新型コロナワクチンは筋肉内に注射することから、抗凝固療法を受けている方、血小板減少症または凝固障がいのある方は、接種後の出血に注意が必要とされています。

## Q5 ワクチンの接種に費用はかかりますか

全額公費での接種となり、料金は無料です。

## Q6 ワクチンを接種したことによる健康への影響はないのですか

一般的にワクチン接種後には、接種部位の痛み・腫れ、発熱、頭痛などの「副反応」が生じる可能性があります。治療を要する・障がいが残るほどの副反応は、極めて稀ではあるものの、何らかの副反応が起こる可能性をなくすることはできません。

なお、ワクチン接種後は15分～30分経過を見て、万が一アナフィラキシーが起きても医療従事者が必要な対応を行うよう定められており、屋久島町においても各接種会場（各医療機関）で接種後の経過観察を行うとともに、アナフィラキシー対応用の医薬品の準備をしています。

接種後に気になる症状がある場合は、接種を受けた医療機関へ相談ください。

また、他にも接種後に副反応に関する相談がしたい場合は、「鹿児島県新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル（コロナ相談かごしま Tel:099-833-322 24時間対応）」で相談が可能です。

令和3年2月17日～令和3年3月11日までにアナフィラキシーとして報告された症例については、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会において、専門家による評価がなされており、これまでの報告によって安全性において重大な懸念は認められないと評価されております。

新型コロナウイルスワクチンの副反応疑い報告について（厚生労働省ホームページ）  
（新ウィンドウで表示）

## Q7 アナフィラキシー症状とはどのようなものですか、治療法はありますか

アナフィラキシー症状とは、薬や食物が身体に入ってから、短時間で起きることがあるアレルギー反応です。

じんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急に起こります。血圧の低下を伴い、意識レベルの低下（呼びかけに反応しない）や脱力をきたすような場合をアナフィラキシーショックと呼びます。

特定のワクチンだけに起きるものではなく、例えばインフルエンザワクチン接種後の副反応疑い報告では、因果関係があるかどうか分からないものも含め、1シーズンで約20件のアナフィラキシーが報告されています。

ワクチンの接種後もしアナフィラキシーが起こっても、すぐに対応が可能なよう、予防接種の接種会場や医療機関では、医薬品などの準備をしています。

## Q8 ワクチン接種後に健康被害があった場合はどうなるのですか

ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障がいが残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの避けることができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）を受けることができます。

ワクチン接種後、副反応等の医学的知見が必要となる専門的な相談については、「[鹿児島県新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル（コロナ相談かごしま Tel:099-833-322 24時間対応）](https://www.pref.kagoshima.jp/kyokai/099-833-322)」で相談が可能です。

## Q9 ワクチンの接種にはマイナンバーカードが必要ですか

マイナンバーカードがないとワクチンの接種ができないということはありませんが、受付時にご提示いただく本人確認書類としては有効です。

## Q10 接種するワクチンは選べますか。また、効果に違いはありますか

接種を受ける時期に供給されているワクチンを接種することになります。また、複数のワクチンが供給されている場合も、2回目の接種では、1回目に接種したワクチンと同じ種類のワクチンを接種する必要があります。

ワクチンの薬事承認に当たっては、有効性や安全性を慎重に審査するため、薬事承認を得たワクチンは、いずれも一定以上の効果があると考えられます。

## **Q11 変異型のコロナワクチンにもワクチン接種の効果はありますか**

一般論として、ウイルスは絶えず変異をおこしていくもので、小さな変異でワクチンの効果がなくなるというわけではありません。

また、ファイザー社のワクチンでは、変異株の新型コロナウイルスにも作用する抗体がつくられた、といった実験結果も発表されています。

承認申請がなされた新型コロナワクチンの審査に当たっては、変異株に関する情報も含め、引き続き様々な情報を収集しつつ、国の方で適切に有効性、安全性等が確認されることとなっています。

## **Q12 誰が接種できるのですか**

原則として住民票所在地の市町村で接種するため、屋久島町に住民票がある方に接種のご案内を順次送付する予定です。

## **Q13 出産のために屋久島町に里帰りしている。屋久島町でワクチンを接種できますか**

## **Q14 住民票は町外にあるが、屋久島町に下宿している学生は、屋久島町でワクチンを接種できますか**

## **Q15 単身赴任のため、住民票は町外にあるが、屋久島町でワクチンを接種できますか**

出産のために里帰りしている妊産婦、遠隔地へ下宿している学生、単身赴任者等は、やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができない者として、住民票所在地以外でのワクチン接種が認められています。

接種を受けるためには、住民票所在地から送付される接種券を受け取った後に、屋久島町に対して「住所地外接種届」を提出していただき、屋久島町が発行する「住所地外接種届出済証」を入手したうえで、接種の予約手続きをしていただく必要があります。

屋久島町に対する住所地外接種届の具体的な提出方法は、決定次第ホームページ等でご案内します。（電話・郵送・コロナワクチンナビからの申請も可）

**Q16 長期入院中であり住民票は町外にあるが、屋久島町で接種できますか**

**Q17 住民票は町外にあるが、屋久島町内の高齢者施設・介護施設に入所している場合、どこで接種するのですか**

長期入院・入所中の方は、やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができない者として、住民票所在地以外でのワクチン接種が認められています。

入院・入所中の方は、申請を行わずとも住民票所在地以外での接種が可能です。住民票所在地から送付される接種券を入手したうえで、接種の予約手続きをしていただく必要があります。

**Q18 住民票は町外にあるが、基礎疾患を持っており、屋久島町内の主治医のもとで接種できますか。また、逆の場合はどうなりますか**

基礎疾患を持つ方は、やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができない者として、住民票所在地以外でのワクチン接種が認められています。

基礎疾患を持つ方は、医師に申告を行うこと等により、申請を行わずとも住民票所在地以外での接種が可能です。住民票所在地から送付される接種券を入手したうえで、接種の予約手続きをしていただく必要があります。

屋久島町に住民票がある方が、町外のかかりつけ医のもとでの接種を希望される場合は、屋久島町から送付する接種券を受け取り後に、接種を希望する医療機関での接種が可能かどうか、かかりつけ医又は医療機関が所在する市町村にお問い合わせください。

**Q19 15歳以下は接種できないのですか**

現在薬事承認されている、ファイザー社の新型コロナワクチンについては、16歳以上が薬事承認の対象となっています。

また、予防接種法に基づく公費での接種の対象は16歳以上の方です。このため、16歳に満たない方は、ワクチン接種の対象にはなりません。

**Q20 外国人も接種の対象になりますか**

原則として、居住の実態のある外国人は対象となります。

## Q21 妊娠中・授乳中の方はワクチンを接種しても問題ありませんか

妊娠中、授乳中の方も、ワクチンの接種を受けることができますが、お悩みの方は、主治医にご相談ください。

なお、日本産婦人科感染症学会・産婦人科学会からは、「感染リスクが高い医療従事者、重症化リスクがある可能性がある肥満や糖尿病など基礎疾患を合併している方は、ワクチン接種を考慮する」と提言されています。

また、授乳中の女性については、現時点で特段の懸念が認められているわけではなく、海外でも接種の対象とされています。

## Q22 いつからワクチンを接種できますか

現時点では、以下のとおりです。

- 医療従事者にある方については、3月18日から町内での優先接種が始まっています。
- 4月下旬から5月上旬にかけて、クラスター発生防止の観点から重症化リスクが高い高齢者施設入所者及びその従業員を対象に接種を開始します。また、これまで200人の医療従事者に対し接種を行いました。ワクチンが不足していたこともあり待機している医療従事者に対しても並行して行います。
- 今後配分されるワクチンの量を勘案し、4月下旬には85歳以上の方々へ接種券を発送する計画です。
- 84歳以下の高齢者については、ワクチンの供給量と医療機関の状況を勘案し順次接種券を発送します。接種券が届くまでしばらくお待ちください。

## Q23 どのような順番が設定されているのですか

国が定めた接種順位は下記のとおりです。

1. 医療従事者等
2. 高齢者（令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方）
3. 高齢者以外で基礎疾患を有する方
4. 高齢者施設等で従事されている方
5. それ以外の方

## Q24 どうして接種順位・優先順位を定めているのですか

ワクチンは徐々に供給が行われるため、ワクチンの量は一定限られることとなります。

この点、国においては、一定の接種順位を決めて接種を進めていくとしています。医療提供体制を守ることや、重症化リスクの高い方からを優先的に接種することを基本的な考え方としたうえで設定されているものです。

## Q25 口永良部島での接種はどのように行うのですか

高齢者の人口が概ね 500 人程度未満の離島については、当該地域に、ファイザー社のワクチンの供給単位等を踏まえ、接種を希望する高齢者数を上回るワクチンの供給が得られた場合には、高齢者に対する接種時期であっても、接種順位にかかわらず、高齢者以外の接種対象者を対象に接種を行うことは差し支えないとされており、（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き 2.2 版より抜粋）口永良部島には医師が常駐していないことから、高齢者の接種時期において対象年齢の島民の希望者に対し、接種を行う予定です。

## Q26 どのような病状があれば、基礎疾患があると認められますか。証明書が必要ですか

国の示す基準では、基礎疾患を有する人とは、次のように例示されています。

1.令和3年度中に65歳に達しない人であって、次の病気や状態の方で、通院・入院している方

- 慢性の呼吸器の病気
- 慢性の心臓病（高血圧を含む）
- 慢性の腎臓病
- 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
- ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 染色体異常
- 重症心身障がい（重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態）
- 睡眠時無呼吸症候群

- 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障がい者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障がい（療育手帳を所持している場合）

## 2.基準（BMI30 以上）を満たす肥満の方

個別具体的な病状について、医学的見地からの該当の可否の判断は致しかねますので、主治医の先生にご相談ください。

基礎疾患を有することについての診断書等は必要ありません。予診票に記載していただき、必要があるときは、問診で病気や治療の状況などを確認します。

基礎疾患を有する方の接種順位は 65 歳以上の高齢者の後とされていることから、接種券がお手元に届いていない場合がありますので事前に役場に連絡いただき、優先的に接種券を取得する必要があります。申し出の時期については、防災行政無線にてお知らせいたします。

## Q27 ワクチンはどこで接種できますか

現在以下のとおり調整中です。

永田へき地出張診療所	一湊出張診療所	和田医院
屋久島徳洲会病院	仲医院	小瀬田みんなの診療所
やくしま森の診療所	尾之間診療所	栗生診療所
□永良部島へき地出張診療所		

## Q28 かかりつけのクリニックで接種したいが、可能ですか

町内 10 医療機関での接種を予定しています。接種は接種券が届いたら、予約が必要です。予約は各医療機関ではできません。（専用電話 0570-002082）または、予約サイト、LINE でも可能です。詳しくは接種券に同封の案内チラシをご覧ください。

## Q29 接種券とは何ですか

ワクチン接種の際に必要な券のことです。



住民票の情報をもとに、ワクチン接種の希望の有無に関わらず、接種の対象となる人お一人おひとりに郵送でお届けします。

### **Q30 接種券はいつ、誰に届きますか**

接種順位毎に定められた接種開始期日までに、接種の対象となるお一人おひとりに郵送でお届けする予定です。接種券を発送した際には、防災無線等でお知らせします。

### **Q31 住民票とは違う場所への送付は可能ですか**

接種券は住民票の登録場所に発送いたします。転送を希望される方は、役場健康長寿課までご連絡ください。

### **Q32 高齢者施設におけるワクチン接種について、入居者本人からワクチン接種の同意を得られない場合はどのように対応すればよいでしょうか**

ワクチン接種は強制ではありません。接種を希望する場合は本人の同意が必要です。接種対象者へは、ワクチンの接種に関して十分な説明のうえ予診票の同意欄へ署名をお願いしてください。また、認知症などで本人の意思の確認が困難な入所者に対しては、家族や後見人、嘱託医等の協力を得ながら意思を確認してください。

### **Q33 高齢者施設内でのワクチン接種後に副反応が発生した場合は、どのように対応すればよいでしょうか**

ワクチン接種後は15～30分経過を見て、万が一副反応が出ても医療従事者が必要な対応を行います。

また、ワクチン接種後1～2日以内に発熱することがあります。入所者の状態に応じて嘱託医等に相談するとともに、緊急時は119番による救急対応等をお願いします。